

【令和3年度の住民税が非課税の場合】

令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が下がり、次の表の月額以下となった場合父母がともに児童を養育しているときは、父母のうち原則として所得の高い方が上記に当てはまる必要があります。

住民税非課税と同等の水準となる収入の目安

世帯の人数	収入の目安	収入の目安 (月額)
2人 (父または母と子1人など)	137万8千円	114,833円
3人 (父母と子1人、父または母と子2人など)	168万円	140,000円
4人 (父母と子2人、父または母と子3人など)	209万7千円	174,750円
5人 (父母と子3人、父または母と子4人など)	249万7千円	208,083円
6人 (父母と子4人、父または母と子5人など)	289万7千円	241,416円
7人 (父母と子5人、父または母と子7人など)	329万7千円	274,750円
8人 (父母と子6人、父または母と子8人など)	368万5千円	307,083円
9人 (父母と子7人、父または母と子8人など)	403万5千円	336,250円